

児童発達支援自己評価表【事業所向け】

令和6年9月実施

		チェック項目	はい	どちら でもない	いいえ	工夫している点、課題や改善すべき点など
環境・ 体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切であるか	○			
	2	職員の配置数は適切であるか	○			
	3	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされているか	○			
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっているか	○			
業務改善	5	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画しているか	○			
	6	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげているか	○			
	7	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開しているか	○			年に1度事業所内及び保護者様に対しアンケートを実施し弊社ホームページへ公開している。
	8	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか			○	現在第三者評価については未実施。
	9	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保しているか	○			全職員に対し採用時研修を実施。また月に1度全スタッフを対象とした社内研修を実施。必要に応じて外部研修等にも積極的に参加している。
適切な支援の提供	10	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成しているか	○			保護者面談にて「困り」を挙げていただき、アセスメントシートをもとに子どもの課題を選出し、モニタリング・アセスメント会議を経て計画書を作成。
	11	子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用しているか	○			全てのこどもにKIDS、SSP(感覚プロフィール)を使用しそれぞれの発達段階、感覚過敏等のアセスメントを行い個別に適した環境やプログラムの提供を行っている。
	12	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されているか	○			
	13	児童発達支援計画に沿った支援が行われているか	○			
	14	活動プログラムの立案をチームで行っているか	○			サーキットトレーニング等施設設備を活かしてこどもに合ったプログラムを日頃より話し合い実施。はじまりの会にて運動プログラムを話し合い週変わり実施。
	15	活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか	○			
	16	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成しているか	○			個別から小集団(最大6名)での活動をこどもの状況に合わせて実施。支援計画にも記載。
	17	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認しているか	○			必要に応じて朝礼にて確認をしている。
	18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか	○			終礼やミーティングの際に共有をしている。
	19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか	○			支援計画に沿って実施したプログラム内容及び、プログラム実施時の様子については毎回記録をとり(写真での記録含む)保護者様へ報告を行っている。
20	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断しているか	○			半年に1度実施している。こどもの成長に応じて必要であれば実施する場合もあり。	

関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画しているか	○			
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っているか	○		必要に応じて、関係機関との連携、保護者同意のもと情報共有を実施。	
	23	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか		○		現状未実施。機会や必要に応じて積極的に情報共有を図っていく。
	24	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか		○		保護者様にも協力のもとサポートブックを作成し、小学校や特別支援学校への情報共有を実施予定。
	25	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けているか。		○		こどもによって必要に応じ実施する予定。
	26	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのないこどもと活動する機会があるか。		○		1時間半の療育時間のため交流はしていない。今後機会があれば検討していく。
	27	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加しているか	○			
	28	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っているか	○			利用時における様子の報告を連絡システムにて活動記録、もしくは送迎時の口頭にて共有している。また、面談のなかで現状の課題について話し合う場を作っている。
	29	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレントトレーニング等)の支援を行っているか		○		現状未実施。今後、オンラインなどで実施する予定。
保護者への説明責任等	30	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか	○			運営規程は面談室に誰でも閲覧できるようにしている。また契約時や問い合わせの際には適宜説明を実施している。
	31	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ているか	○			児童発達支援計画を児童発達支援管理責任者を中心に、立案し、保護者様へ説明と同意を得て支援を実施している。
	32	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っているか	○			保護者様と面談を実施し、生活課題やニーズ、お悩みについて確認を行い、助言や支援を実施。それらを支援計画に反映し共有をしている。今後は面談を増やすことにより、保護者様の不安をできる限り取り除いていく予定。
	33	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援しているか	○			卒業イベントにて年長組児童保護者を中心に実施予定。その他の児童については現状未定。
	34	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応しているか	○			定期的な面談と併せて、保護者様からの申し出等があった際には随時面談を実施して対応している。
	35	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信しているか	○			活動報告は連絡システムにて実施。またホームページにブログを掲載している。
	36	個人情報の取扱いに十分注意しているか	○			個人情報の施錠管理をはじめ、各スタッフへの守秘義務の徹底を図っている。
	37	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか	○			伝達方法はそれぞれの伝わりやすい方法(電話、口頭報告、書面、メール、連絡システム)から選択し実施している。
	38	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っているか	○			現時点で地域住民参加型の行事等は実施していない。

非常時等の対応	39	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施しているか	○			職員に対する研修等や訓練はしっかりと行っており、保護者様へは契約時などにお伝えしている。 マニュアル内容について定期的にリニューアルを実施予定。
	40	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか	○			月に1回様々な災害を想定し避難訓練及び避難経路、ハザードマップ等の確認を実施。
	41	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認しているか			○	現在該当者なし。
	42	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされているか			○	同上
	43	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有しているか		○		事業所内、教室間で報告と共有している。また、対策を話し合っている。
	44	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか	○			採用時と年に1回全スタッフを対象として実施。
	45	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載しているか	○			身体拘束ゼロを指針としており、やむを得ない状況等も含めて現状対象者なし。